

「来てすかがわ」旅行商品企画助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ本市への観光需要を喚起するとともに、市内の飲食店、宿泊施設等における消費を回復するため、本市の地域資源を活用した旅行商品を企画し、及び実施する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条による登録を受けている旅行者又は旅行者代理業者（以下「旅行者」という。）とする。

(助成対象旅行)

第3条 助成の対象となる旅行（以下「対象旅行」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年8月1日から令和3年3月31日までの期間に実施すること。
- (2) 須賀川市内の施設若しくは須賀川市内で開催されるイベント等の2つ以上に訪問し、参加し、又は見学する行程が組み入れられた旅行であること。
- (3) 須賀川市外を出発地とすること。
- (4) 同一行程及び同一日程における実際の参加人数（乗務員及び添乗員を含まない。）が10人以上であること。
- (5) 須賀川市内において1回以上の食事をとること。
- (6) 公序良俗に反する旅行内容でないこと。
- (7) 参加者へのアンケート調査を実施すること。
- (8) 須賀川市の魅力について、SNS等での情報発信を参加者に呼びかけること。

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）、経費、区分及び助成額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行者（以下「申請者」という。）は、「来てすかがわ」旅行商品企画助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければなら

ない。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、「来てすかがわ」旅行商品企画助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による決定の通知を受けた旅行者(以下「助成業者」という。)は、対象事業について変更又は中止しようとするときは、速やかに「来てすかがわ」旅行商品企画助成金変更(中止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、当該様式に定める項目以外の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、「来てすかがわ」旅行商品企画助成金変更(中止)承認通知書(第4号様式)により助成業者に通知するものとする。

(変更又は取消しの決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要に応じて助成金の交付について変更又は取消しを決定し、「来てすかがわ」旅行商品企画助成金交付決定変更(取消)通知書(第5号様式)により助成業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成業者は、対象事業を実施した日から起算して14日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、「来てすかがわ」旅行商品企画助成金実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認められた場合には、交付すべき助成金の額を確定し、「来てすかがわ」旅行商品企画助成金確定通知書(第7号様式)により助成業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した助成金の額と第6条第1項又は第8条の規定に基づき通知した助成金の額が同額である場合には、前項に規定する通知を省略することができる。

(助成金の交付請求)

第 1 1 条 助成業者は、助成金の請求をしようとするときは、「来てすかがわ」旅行商品
企画助成金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 1 2 条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成金の
交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 交付の決定の内容、条件、指示等に違反したとき。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

助成対象事業	助成対象経費	区分	助成額
1 対象旅行の参加者募集	参加者募集に係る経費 （チラシ作成及びウェブサイト等への掲載に要する費用）	チラシ作成、ウェブサイト等への掲載をする場合	参加者募集に係る経費実額（千円未満を切捨て）で、1件の旅行商品につき3万円を限度とする。
2 対象旅行の実施	旅行代金 （宿泊代、施設等利用代、飲食代、バス代等の費用合計）	(1) 旅行を実施する場合	1人当たり旅行代金の4分の3（千円未満を切捨てとし、7千円を限度）で、1件の旅行商品につき25万円を限度とする。
		(2) 実施する旅行が市内に1泊以上するものである場合	1人当たり旅行代金の4分の3（千円未満を切捨てとし、1万5千円を限度）で、1件の旅行商品につき45万円を限度とする。

備考

- 参加者募集について、同一の媒体に複数の旅行商品を掲載するときは、1件とみなす。
- 旅行者に対する助成金の交付は、一会計年度、60万円を限度とする。（市内の旅行者については、70万円とする。）
- 国の「Go To トラベル事業」の割引対象となる旅行の場合、助成対象事業の旅行代金は、割引後の価格（地域共通クーポン相当額を除く。）とする。